

半田市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を試用として貸出すことにより、市民の所有地又は借地に侵入する猫によるふん尿等の被害軽減を図ることを目的とする。

（貸出しの対象）

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする目的をもった市民とする。

（貸出しの申込み）

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器（超音波発生装置）貸出申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出期間及び貸出回数）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から15日以内とし、原則1世帯1回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中における電池については、借受者自身で用意する。

（借受者の責務）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- （1）猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- （2）猫よけ器をこの要領の目的以外に使用しないこと。
- （3）猫よけ器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （4）猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- （5）猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- （6）貸出期間を厳守すること。
- （7）その他市長が定める事項

（返還）

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

- （1）猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- （2）第2条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由によって、猫よけ器を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を現物をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、猫よけ器の貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別記様式

猫よけ器（超音波発生装置）貸出申込書

年 月 日

半 田 市 長 様

申込者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

半田市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要領第3条の規定により、猫よけ器の貸出しを受けたいので、以下のとおり申し込みます。

貸出し期間	年 月 日()～ 年 月 日()
設置予定場所	半田市

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 猫よけ器を要領の目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が定める事項。

■職員記入欄

本人確認書類：申込者の氏名・現住所が確認できるもの

運転免許証、その他()

貸 出 期 間： 年 月 日～ 年 月 日

受付職員名： _____